

●アマチュア局のゲストペレーター制度の関係法令

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

第 5 条 （略）

1・2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和 25 年法律第 132 号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

二 第 75 条第 1 項又は第 76 条第 4 項（第 4 号を除く。）若しくは第 5 項（第 5 号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

三 第 27 条の 16 第 1 項（第 1 号を除く。）又は第 6 項（第 4 号及び第 5 号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

四 第 76 条第 6 項（第 3 号を除く。）の規定により第 27 条の 21 第 1 項の登録の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

4～6 （略）

第 42 条 （略）

一 第 9 章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

二 第 79 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から 2 年を経過しない者

三 （略）

○電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

第 5 条の 2 免許人等（法第 6 条第 1 項第 9 号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）の事業又は業務の遂行上必要な事項についてその免許人等以外の者が行う無線局の運用であつて、総務大臣が告示するもの場合は、当該免許人等がする無線局の運用とする。

○免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件（令和 4 年総務省告示第 331 号）

免許人（電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項第 2 号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（法第 5 条第 3 項各号のいずれか又は法第 42 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者を除く。以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げるものとする。ただし、第一号の運用における立会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする。

一 アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下同じ。）の下に、運用者が行う当該アマチュア局の運用であつて、次に掲げる要件に適合するものイ アマチュア局の無線設備を操作することができる資格（外国において法第 40 条第 1 項第 5 号に掲げる資格に相当する資格を含む。以下同じ。）を有する運用者による運用であつて、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。

ロ 運用しようとするアマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。

ハ 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用する

ものであること。なお、当該アマチュア局の呼出符号の後に、運用者が開設するアマチュア局の呼出符号又は氏名を送信しても差し支えない。

二 (略)

○外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件 (平成5年郵政省告示第326号)

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第34条の8及び第34条の9の規定に基づき、外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を次のように定める。

一 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格及び当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は別表第一号のとおりとする。ただし、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第6条の2第1号(3)の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、別表第一号の範囲の無線設備の操作のほか、次に掲げる条件に従って別表第二号の範囲の無線設備の操作を行うことができる。

1・2 (略)

二 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条の2第1号(3)の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、令和4年総務省告示第331号に基づいて行う無線局の運用において当該無線局の操作を行う場合は、この限りでない。

三～八 (略)

別表第一号、別表第二号

※総務省電波関係法令集を御確認ください。

https://www.tele.soumu.go.jp/horei/law_honbun/72035010.html